

9. その他の事業

(1) 紙おむつ等の給付

日常生活において常時介護を必要とする心身障がい者を在宅で介護する家族の方に対し、介護用品を給付します。

種 類	紙おむつ・尿取りパット等介護用品
対 象	本町に住所を有し、重度障がいのため常時失禁状態にある方であって、町民税非課税世帯に属する方を同居により現に介護している家族。 ただし、同居していない場合であっても同一居住地又は隣地に住んでおり、同居に近い状態で介護している家族を含む。
内 容	介護用品支給引換券を交付します。 ・1人当り 4,000円/月額（限度額を超える額は、受給者の方の負担になります。）

○窓 □ 保健福祉課 介護福祉係

○お持ちいただくもの

介護用品給付申請書（窓口にございます。）、障がい者手帳

(2) 食の自立支援事業

在宅で食事の調理等が十分にできない方に配食サービス利用料金の助成を行います。

対 象	本町に住所を有し、自分で食事の調理ができない人又は困難な人とし、近隣に扶養する方が居住していないか居住していても食事の提供が受けられない状況にあり、かつ、次のいずれかに該当する方。 ・重度の心身障がい者の世帯 ・重度の心身障がい者と高齢者が同居する世帯 ・その他町長が認める者
費 用	昼食・夕食（1食当たり） ・普通食 450円（おかずのみ 370円） ・療養食 500円（おかずのみ 420円） ※療養食は「カロリー調整食」、「透析食」、「ムース食」、「腎臓食」の4種類です。 ※費用は助成後の利用負担額の目安になります。

○窓 □ 保健福祉課 介護福祉係

○お持ちいただくもの

食の自立支援事業利用申請書（窓口にございます。）

(3) 車いす等の貸し出し

一時的に車いす等が必要な方に、貸出しを行います。

対 象	介護保険制度の要介護認定を受けていない方で、事故や病気など特殊寝台又は車いすが一時的に必要な人もしくは介護認定及び身体障がい者手帳の申請中で決定されていない人のつなぎとして貸出しをしています。
費 用	無料

○窓 □ 大崎町社会福祉協議会（Tel 476-3663）

○お持ちいただくもの 印鑑

(4) 心配ごと相談

大崎町社会福祉協議会では、心配ごと相談を行っています。

日常生活の中で、家庭の問題など様々な悩み事に対して、2名の相談員が対応します。

お気軽にご相談ください。(相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守します。)

心配ごと相談日に、高齢者や障がい者、要介護者の方などで交通手段がなく、相談会場に行けない方のために、相談員が相談者の自宅まで行って相談を受ける「出張心配ごと相談」を行っております。

詳しくは、大崎町社会福祉協議会(Tel 476-3663)までお問い合わせください。

○場 所： 大崎町老人福祉センター

○日 程： 毎週水曜日(祝日の場合は休み)

○時 間： 9時30分から15時30分まで

(5) 福祉サービス利用支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方が安心して日常生活がおくれるようにお手伝いします。

援助の内容	①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭の管理(預貯金の出し入れ、公共料金、福祉サービス料金の支払など) ③書類などの預かり(貯金通帳、印鑑(実印・銀行員印)証書などの預かり)
利用の申込	大崎町社会福祉協議会(Tel 476-3663)
利 用 料	1,200円/1回、概ね1時間の範囲内

(6) 大崎町おでかけタクシー利用助成事業

高齢者や重度の身体障がい等で移動が困難な方にタクシー利用券を配布することにより、料金の一部を助成します。

対 象	自動車等運転免許証がなく、下記のいずれかに該当する町民の方。 ①65歳以上の方 ②下記の手帳をお持ちの方 ・身体障がい者手帳(軽自動車の減免資格がある方) ・療育手帳(A1またはA2) ・精神障がい者福祉手帳(1級のみ) ③介護保険の要介護度が1以上の方 ※申請年度の4月1日以降に上記対象要件を満たすこととなった場合は、対象要件を満たすこととなった翌月から補助対象となります。
助成内容	対象者1人あたり利用券96枚(1枚500円、48,000円分)を交付します。

○窓 口 保健福祉課 介護福祉係

○お持ちいただくもの 身分証明証(生年月日がわかるもの)、障がい者手帳や介護保険証等

下記QRコードから電子申請ができます。後日、郵送にて利用券をお送りいたします。

(申請時に身分証や手帳等の証明書を画像にて添付、もしくは窓口までご持参をお願いします。)



(7) パーキングパーミット制度について（身体障害者等用駐車場利用証制度）

この制度は、公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

※同様の制度を実施している他都道府県においても利用できます。



○対象者・有効期間

5年間

- 身体障害により歩行困難な方
…右の表に該当する方
- 知的障害により歩行困難な方
…療育手帳の障害の程度欄が「A」「A1」又は「A2」の方
- 精神障害により歩行困難な方
…精神障害者保健福祉手帳の投球1級の方
- 高齢により歩行困難な方
…要介護状態区分で「要介護2」以上の方
- 難病により歩行困難な方
…特定疾病医療受給者の方

1年未満で必要な期間

- 妊産婦の方・・・妊娠7か月～産後3か月
- けが人の方・・・車いす、杖等の使用期間

障 害 区 分		対象等級
視覚障害		4級以上
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	(該当なし)
	平衡機能障害	3級以上
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		(該当なし)
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	3級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	3級以上
心臓機能障害		3級以上
じん臓機能障害		3級以上
呼吸器機能障害		3級以上
膀胱又は直腸の機能障害		3級以上
小腸機能障害		3級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		3級以上
肝臓機能障害		3級以上

※ 難病患者の方に特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方も追加されました（有効期間：5年間）

○申請窓口・問合せ先 鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部（鹿屋保健所）
地域保健福祉課 地域支援係
TEL 0994-52-2124 FAX 0994-52-2120

(8) ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマーク（カード）は、義足や人工関節をしている方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助等が必要なことが分からない方々が、周りの人に支援が必要なことを知らせ、障がい等の特性に応じた支援を受けやすくするためのマークです。

○ヘルプマーク（カード）の配布窓口

大崎町役場保健福祉課、大隅地域振興局 など

【問い合わせ先】

鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課

TEL099-286-2746 FAX099-286-5558



(9) シンボルマークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについてわかりやすく表示するためのシンボルマークや標示があります。

障がいの中には心臓や腎臓などの身体内部の機能の障がいや、耳が聞こえにくいといった聴覚障がいなど、見た目にはわかりにくい障がいがありますが、自らこれらのマークを使って障がいがあることを自己表示している人には、理解を示し、同じ社会人としてのマナーと思いやりを持って接することが大切です。

これらのマークには、国際的に定められたり、障がい者団体が独自に提唱するものがありますが、ここでは全国的に使用されている代表的なマークをご紹介します。

シンボルマーク	マークの名称	マークの意味や使用方法など
	関係団体など	
	障がい者のための 国際シンボルマーク	障がいのある人々が利用できる建物や設備であることを示す世界共通のマークで、特に車イスを利用する障がい者だけに使われるものではなく、すべての障がい者を対象としたものです。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。
	財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会	
	盲人のための 国際シンボルマーク	世界共通のマークで、「手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」とされています。 このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道では、視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	世界盲人連合（WBU）	
	聴覚障がい者の シンボルマーク （耳マーク）	聴覚障がいを示す耳が図案化されたもので、国内で使用されているマークです。 聴覚障がいは、外見ではわかりにくいので、このマークを預金通帳や保険証などに貼って、「聞こえない」ことを相手に伝え、呼び出しなどの方法に配慮が必要などきに使用されています。
	社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会	
	「ハートプラス」マーク	心臓などの身体内部に障がいや疾患があることを示すシンボルマークです。 見た目ではわかりにくいので、電車の中や、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」気持ちを、誤解されたくないために我慢している人がいます。 そのような方々がいることを周知し、理解していただくために、広く利用を呼びかけています。
	内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会	

	オストメイトマーク	オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。 排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているオストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示しています。
	社団法人 日本オストミー協会	
	身体障がい者補助犬 （ほじょけん） 啓発マーク	補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入口などに貼るマークです。 盲導犬、介助犬、聴導犬の３種類を補助犬と言いますが、一般のペットとは異なり、特別な訓練により他人に吠えないなど能力を認定された犬であり、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受け入れが義務づけられています。
	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室	
	身体障害者標識 （四つ葉のクローバーマーク）	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。 肢体不自由者であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がいがある自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。 なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署交通課 交通安全協会	
	聴覚障害者標識 （蝶マーク）	聴覚障がい者のドライバーは、ワイドミラーを装着して視認性を向上させる必要があるほか、車両の前後にこのマークを表示することとなっています。 なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	各警察署交通課 交通安全協会	

【注意】

- これらのマークを使用し法的拘束力が発生するのは、身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）と、聴覚障害者（蝶マーク）だけです。
- マークを使用される場合は関係団体の承諾があることがあります。

「障害者週間」

1981年（昭和56年）の国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を深め、障がい者福祉の増進を図るという目的で毎年12月9日を「障害者の日」として設けることとし、国際障害者年のシンボルマークはそのときに作られました。2004年6月には障害者基本法が改正され、「障害者の日」が12月3日から12月9日までの「障害者週間」に拡大されました。



国際障害者年のシンボルマーク